

日本マッサージ新報

令和4年6月1日（水曜日） 第91号（初夏号・総会特集）



公益社団法人日本あん摩マッサージ
指圧師会のシンボルマーク

発行

公益社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会
発行人：安田 和正
編集・印刷人：大場 裕之
〒169-8664 東京都新宿区西早稲田 2-18-2
日本視覚障害者センター内
電話：03-3200-0031
F A X：03-5285-9003
Eメールアドレス：info@nichimakai.or.jp
URL：http://nichimakai.or.jp



*労災保険特別加入の取扱い開始は、令和4年7月当初を予定しております。（日本鍼灸師会、日本視覚障害者団体連合、当会の3団体で、Q&A等の作成はじめ、各団体の会員の皆さまに寄り添った内容となるべく準備を進めております）

目次

- ・巻頭言 「地域の充実」・・・会長 安田 和正 P1
- ・「第10回通常総会開催について」・・・総務会計委員長 田村 光弘 P2
- ・「第10回通常総会議案書（概略）」・・・ P3
- ・寄稿 「あはき19条裁判が終わりました」・・・
社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合 会長 竹下 義樹 P11
- ・寄稿 「視覚障害者のリモート将棋大会」・・・
社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合 常務理事 後藤 英信 P13
- ・ご寄付をいただきありがとうございました。（ご芳名一覧）・・・ P15

♪♪編集後記♪♪

◆巻頭言

「地域の充実・・・」

公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会

会長 安田 和正

令和も4年目、風薫る…の季節に入りましたが、会員の皆様におかれましては心身ともに爽やかな気持ちでお過ごしでしょうか。

新型コロナウイルスも3年目、その猛威はワールドに私達人間社会を多方面から脅かしております。ロシアとウクライナ間の紛争もいろんな意味合いで深刻な問題であり、無関心ではおられないのではないのでしょうか。



私達あはき業界も、多岐に亘って厳しい局面と対峙しています。本会におきましては、事務局のシステム化を概ね整備し終え、全国を8ブロック32地域に整理し本格的に事業発信を行う道筋をつける行動を起していきます。

第1. 世の中まさに情報化時代。乗り遅れないために、会報・HP等を含め、各種情報をスピーディーに発信していく。これには会員の皆様からのドレス情報などの積極的なご理解が必要になります。

第2. 研修の充実化。学術に限らずあらゆる方面からの資料のもとに資質を高め、開業・生業が困難なあま指業者を支援することができる一助になることを目的に研修を行い、将来においてはセンター化を目標にしており実現したいと考えています。この事業には予算の範囲内で支援を実施いたしますので、積極的に活用していただきたく、本部にお問合せください。

第3. 総会の在り方。「地方の時代」という言葉がありますが、本会におきましても、このことを実施していくことで、全国組織の拡充につながる

ことと再認識いたしました。早速、第10回総会を山口県で開催することといたしましたので多くの皆様のご参加をお願いいたします。そこで忌憚のないお声を聞かせてください。大会形式での在り様も考慮いたしております。

以上、主たる項目を3項目お話いたしました。その他にも労災保険特別加入制度への対応など公益法人として、やらなければならないことは山積していますが、会にとりまして、会員の皆様にとりまして有益なものになればなりません。そのためには皆様からの有益な情報・お問い合わせをおまちしています。

終わりに、会費・賛助会費の納入、また。ご寄付等のお志を頂いております方々に対しまして心中より感謝申し上げます。

改めまして、皆様方のご健康・ご多幸をご祈念申し上げます。

日マ会に幸あれ。

◆「第10回通常総会開催について」

副会長・総務会計委員長 田村 光弘

令和4年度事業計画並びに収支予算が3月末に定例理事会において決定され、新たな事業年度がスタートいたしております。新型コロナへの対応を怠ることなく皆様のお役に立つ事業を進めてゆきたいと存じます。

第10回通常総会は山口県での開催となります。奮ってご参加いただき会員交流を諮ってください。詳細は別紙第10回総会招集のご通知をご覧ください。出欠のご返信をよろしくお願いいたします。

次ページより、当日の次第、報告事項、令和4年度事業計画並びに収支予算（簡略版）、審議事項、令和3年度事業報告（案）並びに収支決算（案）（簡略版）を掲載しておりますので、ご一読ねがいます。

○第10回通常総会

日時 令和4年6月26日（日）午後1時30分より
会場 山口県盲人福祉協会（点字図書館）2階大ホール
内容 第10回通常総会並びに式典・講演

（詳細については同封の開催通知をご覧ください）

報告事項

令和4年度 事業計画（概略）

1. 令和4年度事業活動推進の理念

「会員相互の発展と活力ある公益社団法人を目指して」

- (1) 組織基盤の強化と会員増強の推進。
- (2) あん摩マッサージ指圧師（以下「あま指師」という。）の「目に見える地域社会貢献活動」の推進。
- (3) 会員支援の為の事務局機能の拡充と強化。
- (4) 晴眼者と視覚障害者の施術者がともに共感できる持続的な事業活動の実施

2. 【重点事項】

残念ながら令和2年度に引き続き令和3年度においても、新型コロナウイルス対策に対応するため、ほぼすべての事業活動並びに将来にむけての検討等を実質的に行うことが出来なかった。

令和4年度においては日マ会事業の内容を充実させ、魅力ある事業を展開するために、業務の健全化並びに財政の健全化に取り組む姿勢を継続し将来のため次のような取り組みを検討してゆく。

1. 基本として、魅力ある事業の策定のために、多くの会員からの意見を反映させるべく、希望の多いと思われる事業リストの作成を行い、事業に反映させる。

晴眼者の施術者と視覚障害をもつ施術者を会員としている当会として、両者に有効な内容の事業とは何かを検討し、持続的に実施してゆくことが求められている。

具体的には、無資格無免許問題に対処するためのアピールの重要性や、その主張を裏付ける優位性を主張できる施術者としての総合力の向上を図るための施策、あはき業が抱えている諸問題の洗い出し、検討などがあげられる。これらを一つ一つ検証し、具体化するための方策を検討する。

2. 広報事業においては、①楽しくて読めて、役に立つ情報提供のできる会報づくり、②メール&FAXの活用による即時性のある情報の発信、③利用者目線からのHPの運用、④HPへ、希望する会員の施術所情報等の掲載、⑤ユーチューブ等ITの活用により非会員に向けても情報発信を可能とする。⑤案内封筒、役員名刺、事務局発信メール署名などへの

QRコード印刷により周知の拡大を図る。⑥会員証ステッカー作成のためのデザインとキャッチコピーを作成する。

3. 研修事業においては、①オンライン形式による実技研修や各種セミナーの企画、実施に取り組む。②療養費の改訂等に関しては機会をとらえて研修会を開催し、情報提供を行う。③財政健全化後には、YouTube等のSNSを活用し、研修会や講座を録画し、視覚障害者が聞いてもわかるようなナレーションを入れ、情報提供が行えるようと組むとともに、④施術等に関する小冊子の発行・配布、抄録の発行・配布に取り組む。
4. 施術の向上や研修セミナーの場として、さらには収益事業として施術所の開設をめざし、計画立案、推進を行い、近い将来に、当会の財政基盤に寄与するとともに、会員相互の交流を深める場を設ける。
5. 日マ会事業の内容を充実させ、魅力ある事業を展開するために、会員の増強を図り、徹底的な支出の削減に取り組みつつ、一層の財政健全化を図る。
6. 理事会としても、役員（理事・監事）が本会の理念に基づきしっかりと協議して行くことが必要である。

○収支予算書(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

この「収支予算書」は点字用に要約したものを原稿として使用しています。

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
1. 経常収益の部			
① 受取会費等	9,420,000	7,228,000	2,192,000
② 事業収入	6,840,000	7,266,000	△426,000
研修会参加費	240,000	240,000	0
保険部会費	900,000	705,000	195,000
療養費事務手数料	5,400,000	6,000,000	△600,000
賠償保険事務手数料	300,000	321,000	△21,000
③ 受取負担金・寄付金・雑収入等	421,040	480,040	△59,000
当期経常収入合計	16,681,040	14,974,040	1,707,000
2. 経常費用の部			
④ 事業費(公益・収益等事業)	13,868,498	9,842,220	4,044,278
役員報酬・給料手当	6,480,000	7,125,000	△645,000
パート・アルバイト賃金	810,000	-	810,000
福利厚生費	360,000	-	360,000
会議費	207,000	96,000	111,000

旅費交通費	630,000	371,000	259,000
通信運搬費	720,000	498,400	221,600
消耗品費	270,000	233,920	36,080
印刷製本費	540,000	56,000	484,000
光熱水料費	118,000	57,000	61,800
賃貸料	594,000	570,000	24,000
リース料	288,000	111,520	176,480
その他の経費	2,850,696	705,380	2,145,316
⑤ 管理費	1,612,544	3,269,080	△1,656,536
役員報酬・給料手当	720,000	375,000	345,000
パート・アルバイト賃金	90,000	-	90,000
福利厚生費	40,000	-	40,000
会議費	23,000	188,000	△165,000
旅費交通費	70,000	530,000	△460,000
通信運搬費	80,000	213,600	△133,600
消耗品費	30,000	110,080	△80,080
印刷製本費	60,000	163,000	△103,000
光熱水料費	13,200	3,000	10,200
賃借料	66,000	30,000	36,000
リース料	32,000	296,000	△264,000
その他の経費	388,342	1,360,400	△972,056
当期経常支出合計	15,481,040	13,093,300	2,387,740
当期経常増減額	1,200,000	1,880,740	△680,740

審議事項 第一号議案並びに第二号議案、監査報告

○令和3年度 事業報告（概略）

（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

I 事業の状況

1. 組織基盤の強化

- （1）地方組織の活性化を推進するため、全国8ブロックでの研修会を順次開催を予定した。
- （2）事業（総務会計、広報、学術研修）の各委員会責任者並びに担当者により運営・実施。

(3) 各委員会の役割を明確にすることで、責任を持って事業を推進する。

(4) 会員状況 会員総数 ： 1,351 名
 (1)正会員 ： 1,250 名
 (2)賛助会員 ： 101 名
 (3)入・退会状況
 入 会 ： 57 名(内賛助会員 6 名)
 退 会 ： 134 名(内賛助会員 5 名)

2. 公益目的事業 —— 資質向上、国民の保健衛生・健康増進、健康保険療養費支給申請制度の普及・推進を図る事業

(1) 資質向上事業(研修会等の開催)

(一社)愛媛県視覚障害者マッサージ師会 中央学術研修会

日 時：令和3年10月3日(日) 10:00~15:00

場 所：松山市総合福祉センター クラブ活動室

テーマ：眼精疲労によるマッサージ治療

講 師：浦川武之 先生(元愛媛県鍼灸マッサージ師会 会長)

参加者：会員12名、会員外1名

(2) 健康保険療養費支給申請制度の普及・推進を図る事業

1) 保険部会員の状況(令和4年3月31日現在)

会員数：198人

2) 療養費請求代行取扱件数及び取扱事務手数料収入は次のとおりである。(発生ベース)

①累計取扱件数： 7,167 件
 (前年同期 8,771 件前年同期比 81.7%)

②累計支給決定金額： 114,466,946 円
 (前年同期137,559,349 円前年同期比 83.2%)

③累計取扱事務手数料収入： 5,153,962 円
 (前年同期 6,189,126 円前年同期比 83.3%)

※取扱事務手数料については、平成31年4月より支給決定金額の4.5%を徴収している。

(3) 療養費支給申請書内容審査状況(令和3年度)

平成27年4月より療養費支給申請書の内容審査を各保険者提出前

に実施しており、その結果の実績詳細は次表のとおり。

[作業実績](令和3年4月～令和4年3月)

- 今年度療養費支給申請審査件数：7,487件 (前年同期 8,677件)
- 返戻件数：261件 (前年同期 295件)
- 返戻率：3.01% (前年同期 2.75%)

年月	申請件数	返戻件数	返戻率%	返戻要因					
				①	②	③	④	⑤	⑥
令和3年4月	714	19	2.66%	8	0	0	0	0	11
令和3年5月	604	17	2.81%	11	3	0	0	0	3
令和3年6月	618	21	3.40%	18	0	1	0	0	2
令和3年7月	667	16	2.40%	6	1	1	0	0	8
令和3年8月	636	30	4.71%	21	1	0	0	0	8
令和3年9月	568	19	3.35%	8	0	5	0	0	6
中間計	3,807	122	3.20%	72	5	7	0	0	38
令和3年10月	683	28	4.10%	4	6	7	2	0	9
令和3年11月	626	23	3.67%	7	2	0	1	0	13
令和3年12月	581	14	2.41%	6	4	0	0	0	4
令和4年1月	625	20	3.20%	5	3	1	2	0	9
令和4年2月	632	20	3.16%	1	5	1	3	0	10
令和4年3月	533	9	1.69%	3	2	0	1	3	0
合計	7,487	236	3.15%	98	27	16	9	3	83

- ＜返戻要因＞①申請書同意内容相違、②保険者証記載内容相違
 ③負担割合相違、④施術日数相違、⑤資格喪失、⑥その他
 ⑥その他 における主な返戻理由
- 1.同意書の添付無し
 - 2.施術報告書の不適合(報告月の相違)
 - 3.施術管理者 No.を登録する日の前に申請
 - 4.継続理由書の不備
 - 5.往療内訳表の不備

(4) 健康保険療養費支給申請の相談・助言・支援を行う事業

施術師(会員等)からの電話による問合せ、相談についての担当者対応状況。

令和3年4月～令和4年3月度の実績：241件、月平均約20.1件。

詳細は下記の通りである。

	内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	施術所開設・受領委任	2	2	2	1	1	1	1	1	1	0	0	2	14
2	総括表・療養費支給申請書	5	6	10	17	9	17	7	3	1	4	2	0	81
3	同意書	6	4	5	6	2	7	4	5	3	3	2	1	48
4	往療料	2	1	1	4	3	2	0	1	1	1	0	0	16
5	施術報告書	1	2	3	4	6	5	3	5	1	1	1	2	34
6	その他	1	11	5	7	1	3	3	5	5	1	3	3	48
	合計	17	26	26	39	22	35	18	20	12	10	8	8	241

(5) その他の事業 —— 相互扶助等事業

1) 会員の福利厚生に資する事業

令和2年4月～令和3年3月度の賠償責任保険取り次ぎ事務手数料実績は、次の通りである。

(1) 保険料払込み金額 : 5,164,236 円

(2) 取扱い事務手数料総額 : 629,890 円

賠償責任保険加入者の事故補償の実績。(令和4年3月迄の累計)
発生件数は7件で、支払補償金額は2,785,298円であった。

事故の概要は

人身事故 : 5件 2,762,008 円

物損 : 1件 1,290 円

その他 : 1件 22,000 円

○ (会議等開催実績は、省略)

○貸借対照表 令和4年3月31日現在 (単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	2,929	16,088	△13,159
預金	13,468,757	12,777,083	691,674
未収会費	1,104,000	1,104,000	0
未収金	65,000	0	65,000
前払金	0	31,584	△31,584
流動資産合計	14,640,686	13,928,755	711,931
資産合計	14,640,686	13,928,755	711,931

Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	600,000	900,000	△300,000
未払金	3,746,394	4,348,545	△602,151
前受受会費	48,000	9,000	39,000
預り金	10,629,212	10,707,507	△78,295
仮受金	55,851	38,500	17,351
未払法人税	70,000	70,000	0
流動負債合計	15,149,457	16,073,552	△924,095
Ⅲ 正味財産の部			
正味財産合計	△508,771	△2,144,797	1,636,026
負債及び正味財産合計	14,640,686	13,928,755	711,931

○収支決算書（案）（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

この「収支決算書(案)」は点字用に要約したものです。

（単位：円）

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
1. 経常収益の部			
①受取会費等	7,694,900	8,296,000	△601,100
②事業収入	6,410,526	7,714,655	△,304,129
研修会参加費	0	27,000	△27,000
保険部会費	612,000	708,000	△96,000
療養費事務手数料	5,164,236	6,356,987	△,192,751
賠償保険事務手数料	629,890	622,668	7,222
③受取負担金・寄付金・雑収入等	1,082,945	518,142	△564,803
当期経常収入合計	15,183,971	16,528,797	△1,344,86
2. 経常費用の部			
④事業費(公益・収益等事業)	12,432,173	13,204,068	△771,895
給料手当	8,020,404	7,430,508	589,896
会議費	0	226,620	△226,620
旅費交通費	340,578	793,058	△452,480
通信運搬費	873,980	765,225	108,755
消耗品費	389,471	432,498	△43,027
印刷製本費	527,705	294,074	224,631
光熱水料費	118,800	84,000	34,800
賃貸料	594,000	480,000	114,000

リース料	330,631	314,986	15,645
その他の経費	1,236,604	2,383,100	△1,146,496
⑤管理費	1,415,777	2,001,370	△585,593
給料手当	891,156	819,329	71,827
会議費	32,780	56,254	△23,474
旅費交通費	33,216	105,516	△72,300
通信運搬費	97,064	101,746	△4,682
消耗品費	43,274	80,410	△37,136
印刷製本費	35,995	83,427	△27,432
光熱水料費	13,200	36,000	△22,800
賃借料	66,000	120,000	△54,000
リース料	36,737	78,746	△42,009
広報費	17,414	40,875	△23,461
その他の経費	147,941	499,066	△351,125
当期経常支出合計	13,847,950	15,205,438	△1,357,488
当期経常収支差額	1,336,021	1,323,359	12,662
3. 経常外増減の部			
経常外収益計	300,005	3,612,500	△3,312,495
経常外費用計	0	0	0
当期経常外収支差額	300,005	3,612,500	△3,312,495
当期収支差額合計	1,636,026	4,935,859	△3,299,833
正味財産期首残高	△2,144,797	△7,080,656	4,935,859
正味財産期末残高	△508,771	△2,144,797	1,636,026

○監査報告書（省略）

なお令和4年4月27日（水）15時より、日視連会議室において令和3年度における当会の業務執行状況並びに決算状況についての監査が、木暮監事、加藤監事により実施されました。

当日は田村総務会計委員長、角本総務会計委員、事務局より田辺専務理事、森藤次長立会いのもと、業務の執行状況の説明、議事録はじめ決裁書類等の閲覧、会計帳簿、計算書類書、諸帳票類等の精査が行われ、適法にして適正に処理されている旨が確認されました。

❖❖寄稿❖❖

「あはき法19条訴訟が終わりました」

日本視覚障害者団体連合 会長 竹下 義樹

貴会を含む関係団体のご支援を受け、平成医療学園グループが提起したあはき法19条訴訟は、本年2月7日の最高裁第二小法廷判決によって終了しました。これまでのご支援に心からお礼申し上げます。

さて、平成医療学園が仕掛けた、あはき法19条訴訟は、視覚障害者にとってはもとより業界にとってもどのような社会的意義があったのでしょうか。そして、この訴訟は今後何を残したのでしょうか。私なりに考えてみました。

1 あはき業界とりわけあん摩マッサージ指圧業において、視覚障害者はどのように位置づけされているのでしょうか。我が国において、明治時代までは伝統的医療としてのあはき業を視覚障害者が担ってきました。明治以後の150年間であはき業の担い手が変わってきたことも確かです。現にあはき法の19条が挿入された昭和39年（1964年）の時点で、あん摩マッサージ指圧業における視覚障害者マッサージ師の保有率は6割を超えていました。今日においては、その保有率も2割を割ろうとしています。鍼灸における保有率も同様に低下していきました。

そうした状況の下で、視覚障害者は自らの存在をどのように意識すべきなのでしょう。私は、たとえ少数派になっても、あはき業を発展させてきた視覚障害者の役割は今も続いていると確信しています。すなわち、あはき法19条によって保護されているというネガティブな位置づけではなく、視覚障害者にとって適職としてのあはき業を視覚障害者が発展させてきたというプライドを持ち、将来に向けても積極的な役割を意識すべきではないでしょうか。

2 あはき法19条が導入された時点で、いくつかの付帯決議が付けられ宿題が残されています。例えば、あはき業を発展させるために養成課程のレベルアップをどうするのかとか、視覚障害あはき師にどのような支援を具体化するのか等が解決されることなく今日に至っています。令和2年（2020年）10月から視覚障害あはき師の施術所に対する若干の支援が始まりましたが、決して十分なものではありません。あはき法

19条をいつまで存続させるのかとあわせて、それらの宿題を解決することが必要です。

3 東洋医学としての、そして我が国において独自の発展を遂げてきた伝統的医療としてのあはきは、国民にとってどのように受け止められているのでしょうか。正しくかつ十分に理解されているのでしょうか。答えは否です。あはき業は、国家資格としての厚生労働大臣免許を有していなければできないことやその治療効果は十分に啓発されているとは言えません。逆に、無免許者によってあはきが行われた場合、極めて危険であり、多数の事故が発生していることも広く伝わっているとは言えません。それらは、業界の努力不足も否定できませんが、国の保健衛生行政の怠慢が大きな要因です。

4 平成医療学園が、あはき法19条訴訟を提起したことによって、前述の3点も問い直されているのではないのでしょうか。少なくとも、国の勝利で終わったことによって、視覚障害あはき師がこれからも保護され続けることになったという安堵感だけで終わってはいけないと思います。あはき業の発展と視覚障害者のあはき業における積極的役割をどのように具体化するかを考え、実践に結び付けることが必要ではないのでしょうか。



記者からの質問に
答える竹下会長



最高裁判決後の記者会見風景



❖❖寄稿❖❖

「視覚障害者のリモート将棋大会」

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合

常務理事 後藤英信

日本視覚障害者団体連合が主催する全国視覚障害者将棋大会は、日本全国から視覚に障害がある将棋愛好家が一堂に集い熱戦を繰り広げる伝統のある大会で43年間続いている歴史と伝統のある大会です。しかし、令和2年及び3年度の大会は、コロナ禍により止む無く中止となりました。「それなら、全国の仲間をネットで繋ぎリモートで将棋大会をやってみよう」との計画が持ち上がり実施することにしました。

今回は、実際のリモート将棋(大会)がどのようにして行われたのかを紹介したいと思います。すでに愛好家の中には、Skypeというアプリで将棋を楽しんでいる人たちもいましたが、多くの方はネット自体が未経験の方や不慣れな方も多くおりました。しかしながら、オンライン会議システムZoom(ズーム)は、パソコンでもスマホでも或いはガラケーでも繋がるというメリットがありましたので、これを用いて実施することにしました。大会は、有段者の部、級位者の部と分けてそれぞれに16名が参加しトーナメント方式で行いました。(持ち時間は、各自20分。それを使い切ると一手60秒)

まず、参加者全員が指定された同じURLにアクセスします。これで大会ホスト局(日視連)と参加者全員(各自宅)が一斉につながりました。Zoomにはブレイクアウトルームという機能があり、ホスト局の操作により参加者を少人数のグループに分けることができます。一つのグループには、対局者2名と審判員1名の計3名が入室します。(因みに第1回戦は8対局ですので8グループに分け、審判員も8名準備しました。) 対局は、審判員の声の合図で始まります。自宅にいる対局者が将棋盤を置き自分で駒を動かし指し手を声に出して進めます。相手も、指し手を聞いて自分の盤上の駒を動かし確認します。ホスト会場の審判員は、指し手をパソコン上のソフトに入力して、持ち時間等の管理や対局ルールに則った審判員の役割を務めていきます。

審判員(ホスト局)「それでは先手番〇〇さん、どうぞ」

対局者A「7六歩」

審判員「先手7六歩ですね。後手どうぞ」

対局者B「8四歩」

審判員「後手8四歩ですね。先手どうぞ」

..... 中略

審判員「先手〇〇さん、持ち時間を使い切りましたのでこれより一手60秒でお願いします。」等々。こんなやり取りが繰り返されます。

リモート将棋大会では、言い間違い、通信環境の不具合、反則の猶予救済等色々な独自の大会ルールを設けました。また、音声のみですので聞き違いやすい金(きん)と銀(ぎん)は、銀を「シルバー」と呼ぶ工夫もありました。

さて、昨今のデジタル化、PCやスマホを使えば全世界の人たちとネット対局を楽しむことが可能です。しかし、その操作性や音声化などの課題があり視覚障害者にとっては、まだハードルが高いものになっています。ところで、みなさんは、郵便将棋というものをご存じでしょうか？これは対局者同士が、一手を書いたハガキや封筒を交互に送りあって対局するものです。終局するには、111手から121手かかるとして約55~60回ずつ送ることになり、数か月もかかるので気の長い話となりますが「互いの近況などにふれながら一手を記す」このような将棋の対話も趣があってなかなかいいなと思う次第です。

(日本将棋連盟公認将棋指導員)



◆日マ会にご寄付をいただいた皆様。(12/10以降受付の方々)

(敬称略・五十音順)

赤山康之、秋田昌子、秋山好夫、東 俊幸、麻生洋子、安達 忠、荒木 厚、
 石井勝雄、稲生妙子、岩切秀樹、植田義孝、内田博夫、内田幹子、大石早苗、
 大嶋晶子、大角ゆき子、大竹照夫、大場順子、小栗基彰、小野寺寿幸、粕谷文男、
 片岡美佐子、片伯部隆義、鐘築豊、上泉英雄、川口清宣、勘藤幸子、勘藤秀美、
 菊池英司、北岡かおる、小藤田江里子、小林信一、酒井広行、榊原英雄、佐藤昌路、
 澤村佳志、嶋田 裕、志摩哲郎、清水 昭、清水幸一、末松幹雄、菅田英也、
 鈴木淑子、竹下秀樹、玉橋友晴、田村欣也、田村光弘、寺倉巧治、寺田美穂、
 戸谷勝治、中井路子、中野俊夫、中野成人、中村俊哉、成田美恵子、奈和手利明、
 西村幹江、東恩納盛徳、東川信一、平松誠二、藤崎一夫、本田郁雄、松岡 弘、
 松隈 都、マッサージ あいの手、松本光義、三重野 著、溝上昌宏、峯村英裕、三宅光之、
 村上恵子、村上光典、森藤みどり、山口 正、山本 由、米脇伸彦、渡辺恒男、
 渡辺秀康

ご協力ありがとうございました。



編集後記



【格闘技と手技療法】

普段、この仕事以外の日常生活の中で自分以外の人と物理的に直接触れ合う機会はあるだろうか？と考えた時に、基本的には殆どないという人が大半ではないかと思えます。

柔道や柔術、レスリング等は組み合う事が前提の格闘技なので、一般の人より圧倒的に触れ合う機会が多いはずで、相手と組み合い、倒されないようにポジションを移動し、あるいは上手に倒せるように相手を揺さぶりコントロールする。寝技においては、相手をどうひっくり返すか、関節技を極めるか、常に日頃の練習の経験に基づき、瞬時に判断し技を出さなければなりません。恐る恐る取りにいても逃げられ、逆にやみくもに取りにいけば効率よく技は決まらないので、丁度いいタイミングと力加減でコントロールしなければなりません。

これらがある程度できるようになると、医学の勉強をしていなくても体表解剖や筋骨格系の解剖学が、知識としてではなく、感覚で身に付きます。

手技療法に置き換えると、どのようなタイミングで表皮や筋をとらえ、効いているのか効いていないのか、そのような判断が容易にできると考えます。

